

## 父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の 維持等の促進に関する法律案 骨子案 (未定稿)

### 一 目的 (第1条)

この法律は、離婚等の後も子が父母と親子としての継続的な関係を持ち、その愛情を受けることが、子の健全な成長及び人格の形成のために重要であることに鑑み、離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等に関し、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定めること等により、離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進を図り、もって子の利益に資することを目的とする。

### 二 基本理念 (第2条)

離婚等の後も子が父母と継続的な関係を持つことについては、児童の権利条約を踏まえ、それが原則として子の最善の利益に資するものであるとともに、父母がその実現についての責任を有するという基本的認識の下に、その実現が図られなければならない。

### 三 国等の責務 (第3条)

- 1 国は、基本理念にのっとり、子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関し、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 四 関係者相互の連携協力 (第4条)

国、地方公共団体、民間団体等は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

### 五 法制上の措置等 (第5条)

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

### 六 ①離婚時の取決め (第6条)

- 1 子を有する父母は、離婚をするときは、基本理念にのっとり、子の利益を最も優先して考慮し、面会交流及び養育費の分担に関する書面による取決めを行うよう努めなければならない。

2 国は、父母が早期かつ円滑に1の取決めを行うことができるよう必要な支援を行うとともに、離婚しようとする父母に対し、次の事項に関する情報提供を行う。

- (1) 離婚後も子が父母と継続的な関係を持つことの重要性
- (2) 離婚した父母が子のために果たすべき役割

3 地方公共団体は、2の支援・情報提供を行うよう努めなければならない。

#### 七 ②面会交流の定期的な実施等（第7条）

1 子を監護する父又は母は、基本理念にのっとり、子を監護していない父又は母と子との面会交流が子の最善の利益を考慮して定期的に行われ、親子としての緊密な関係が維持されることとなるようにするものとする。

2 子を監護する父又は母は、子を監護していない父又は母と子との面会交流が行われていないときは、基本理念にのっとり、面会交流ができる限り早期に実現されるよう努めなければならない。

3 国は、1及び2の面会交流の実施等に関し、相談助言等の援助を行う。

4 地方公共団体は、3の相談助言等の援助を行うよう努めなければならない。

#### 八 ③子の連れ去りの防止等の啓発等（第8条）

1 国は、父母が婚姻中に子の監護をすべき者等の取決めを行うことなく別居することによって、子と父母の一方との継続的な関係の維持ができなくなる事態が生じないよう、又は当該事態が早期に解消されるよう、必要な啓発活動・相談助言等の援助を行う。

2 地方公共団体は、1の啓発活動・相談助言等の援助を行うよう努めなければならない。

#### 九 特別の配慮（第9条）

六から八までの適用に当たっては、児童虐待、配偶者に対する暴力等の事情がある場合には、子の最善の利益に反することとならないよう特別の配慮がなされなければならない。

#### 十 人材の育成（第10条）

国及び地方公共団体は、子と父母との継続的な関係の維持等の促進に寄与する人材の確保及び資質の向上のため、必要な研修等の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 十一 調査研究の推進等（第11条）

国及び地方公共団体は、面会交流の実施状況等に関する調査研究を推進するとともに、その結果を踏まえて施策の在り方について検討するよう努めなければならない。

## 十二 国の地方公共団体に対する援助（第12条）

国は、地方公共団体が行う施策に関し、必要な助言、指導等の援助をすることができる。

## 十三 施行期日（附則第1条）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、六から九まで及び十四の2は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 十四 検討（附則第2条）

- 1 政府は、次の事項について、速やかに検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
  - (1) 離婚後の共同親権制度の導入
  - (2) 離婚等に伴う子の居所の指定の在り方
  - (3) 子と祖父母等との面会交流の在り方
- 2 政府は、施行後2年を目途として、充実した面会交流を実現するための制度及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

